

第 70 号議案

加東公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって、加東公平委員会から北はりま消防組合が脱退し、同公平委員会規約を以下のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東公平委員会規約の一部を改正する規約

加東公平委員会規約（平成 18 年北播（企調）第 2118 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「北はりま消防組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 70 号議案 要旨

加東公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更（要旨）

1 協議理由

北はりま消防組合が平成 30 年 4 月 1 日から西脇市内に消防本部を移転し、加東公平委員会を脱退することに伴い、加東公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減及び加東公平委員会規約の一部に変更が生じるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

加東公平委員会を共同設置する地方公共団体から「北はりま消防組合」を削り、1 市 3 一部事務組合の構成とすること及びそれに伴う加東公平委員会規約の変更

3 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(設置) 第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 の規定により、次に掲げる市及び組合（以下「関係地方公共団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。 加東市 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 播磨内陸医務事業組合 北播衛生事務組合 <u>北はりま消防組合</u>	(設置) 第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 の規定により、次に掲げる市及び組合（以下「関係地方公共団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。 加東市 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園 播磨内陸医務事業組合 北播衛生事務組合 _____